



会 務 通 信

会員数/個人会員 1,058 名 法人会員 62 法人 (3月1日現在)



撮影：西村 頼人

INDEX

◆ 広報活動始動	副会長兼広報部長	大岩 芳伸		2
◆ 境界問題相談センターニュース No.53				4
◆ 財務部会報告	財務部員	矢野 友朗		7
◆ 企画研修部会報告	企画研修部員	二宮 増実		8
◆ 広報部会報告	広報部員	濱 雄一郎		9
◆ 第11回理事会報告	企画副部長	河合 洋典		11
◆ 初めて理事会オブザーブ	広報委員	児玉 真二		13
◆ 新入会員業務研修報告	知多支部	青木 成剛		14
◆ 新入会員業務研修報告	名古屋北支部	谷上 裕一		14
◆ ほっかいどうシンポジウム報告	社会事業部理事	佐野 潤		16
◆ 連載 第8回暑さ寒さも彼岸まで	広報委員	西村 頼人		18
◆ 事務局からのご案内				23
◆ 編集後記				25

広報活動始動

副会長兼広報部長 大岩 芳伸



1 月、2 月の寒さと打って変わり、日を増すごとに暖かくなってきました。会員の皆様におかれましては、現場作業もポカポカ陽気で、やり易くなってきたのではないのでしょうか。毎年のことではありますが、自然はすばらしいなあと感じています。

さて、コロナも徐々にではありますが、収束に向かっていると感じています。早く 3 年前と同じ生活に戻ることを祈るばかりです。広報活動も、ここ 3 年間は、コロナの拡大防止の観点から多くの行事が自粛されていましたが、今年度から少しずつ活動が再開されるようになりました。



自由業 フレッシュマン・フォーラム'10

3 年ぶりに名古屋自由業団体連絡協議会主催の「フレッシュマン・フォーラム'10」と「生活お困りごと無料相談会」が開催されました。11 月開催の「フレッシュマン・フォーラム'10」には 139 名の参加があり、調査士会からは登録 5 年以内の会員 8 名が参加しました。

愛知県内の 9 土業 10 団体が参加しており、登録間もない会員にとっては、他土業との絶好の交流の場となっています。今年度はコロナの感染防止の観点から、募集人数が例年より少なくなりましたが、来年度は通常開催になると思います。開催要項等が決まりましたら、ご案内しますので、ぜひ、ご参加ください。

1 月開催の「生活お困りごと無料相談会」は、昭和 58 年から毎年開催し、県民の皆様大変好評をいただいている相談会です。この相談会も 3 年ぶりに開催されました。過去に相談員として参加された会員も多く、懐かしいと思われる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

全体で 105 名の相談者が来場され、調査士への相談は 11 件でした。そのうち 8 件が土地境界線に関する相談であり、相談対応としては「筆界特定制度やADRを利用するという選択肢もありますが、まずは地元の調査士に相談してみてください。」とアドバイスさせていただきました。



自由業 生活お困りごと無料相談会

私は初めて参加しましたが、40 年の歴史ある相談会を今後も継続することで、調査士の知名度、認知度の向上、社会貢献につながると感じた 1 日でした。



愛知会バックボード

最近、テレビ等でよく見かけるようになりましたバックボードを広報部で今年度作成しました。愛知会マスコットキャラクターである「きょうかい君とあいちゃん」をデザインしたバックボードになります。

支部への貸し出しも行いますので、事前に本会へお問合せください。バックボードは屋外で使用することはできませんが、屋内で開催するイベントや相談会等に愛知会の広報活動の一環としてご利用ください。

最後になりますが、今後も調査士の知名度、認知度の向上を目指し、取り組んでまいりますので、会員の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

愛知県土地家屋調査士会 境界問題相談センターニュース



No.53

今回は、あいち境界問題相談センター運営委員会副委員長であり、筆特の筆界調査員もされている都築会員に、ADRと筆特を両方経験されていますので、皆さんの今後業務に活用できる経験談をADRへの熱い思いと共に掲載させていただきました。

「今、法務局へ筆界特定を申請しようとしている方へ」

あいち境界問題相談センター運営委員会 副委員長 都築 功

今、あなたは依頼を受けた事件で、隣地所有者との立会が上手くいかず悩んでいるかもしれません。不動産業者からは、「いつになったら終わるのか？早くしてくれ！！」と再三催促を受け、かといって隣地の所有者はなかなか立会をしてくれない。やっと会えたと思ったら、隣地所有者は、常識を外れた主張に終始するという状況で、とても話し合いがつきそうではなく、途方に控えているかもしれません。そして、ぐっすり眠れない悶々とした日々を過ごして、いろいろ思い悩んだ末に藁をもつかむ気持ちで、詳しくは知らないが、以前から耳にしていた法務局の筆界特定を申請しようとしているのではないのでしょうか？

私は、愛知会のADR機関である「あいち境界問題相談センター」の運営委員になって丸4年が経ちます。そして、土地家屋調査士を開業してからは、令和5年の4月で丸23年になります。私に限らず、どなたでも長く土地家屋調査士をやっていると、境界トラブルの経験が、何年かに一回程度は必ずあると思います。かくいう私も、23年間に境界トラブルを何回か経験しました。そして、冒頭で書いた内容は、自分の経験でもあります。

私は、境界問題で悩んだ末、過去に法務局の筆界特定の申請を4回申請しましたが、その時は、それ以外の解決方法を知らなかったからです。その時、既に認定調査士を取っていましたのでADR機関である「あいち境界問題相談センター」の存在はなんとなく知ってはいましたが、自分の直面している境界トラブルに使おうとは全く思いませんでした。なんとなく自分には関係ないと勝手に思い込んでいました。

たまたま4年前に「あいち境界問題相談センター」の運営委員になって驚いたのは、自分が知らないうちに、以前に比べて申立てがとてもしやすい制度（申立書の簡易化、費用の低価格化、認定

調査士以外の調査士でも補佐人として申立て可能等)に進化をしていたことです。

そして、昨年、自身が初めてあいち境界問題相談センターの申立てを土地所有者の補佐人となって行いました。過去に筆界特定申請を何度も経験していますが、それに比べてADRの申立書一式の作成の簡単なことに驚きました。これだけでいいの?といった感じです。とにかく「百聞は一見に如かず」です。使うか使わないかはご自身の判断によりますが、境界トラブルに対しては、解決のためのいろいろなツールがあることを知っていて、トラブルの内容に応じて、いかにそれらを使うかということが大切だと思います。

ここからは、私の個人的な意見です。時々、知り合いの土地家屋調査士と境界トラブルに関して話をする機会があると、「法務局の筆界特定」と「調査士会のADR」とどちらが使えるか?役に立つか?という話になりがちです。

しかし、両方の制度を利用した経験がある私的には、それぞれの制度にメリット、デメリットがあるので、一概にどちらが優れているか、どちらが役に立つとは言えないというのが答えだと考えます。(メリット、デメリットを書き出すと紙面が足りないなので、それはまた別の機会に書きます。)とにかく、トラブルの内容等をしっかり把握して、トラブルに適した制度を使用するべきだと思います。

でも、実際、そんなことを考える余裕もないし、どうしたらいいかわからないという方にお勧めの方法が、両方の制度を併用するハイブリッド方式です。知り合いの土地家屋調査士の方に相談された際は、個人的には必ずこの方法をお勧めしています。両方の制度を同時に申請(申立て)するのではなく、「ADR(あいち境界問題相談センター)→筆界特定(法務局)」の順で申請(申立て)を行います。

すなわち、最初に紛争解決の守備範囲が広く、筆界だけでなく、越境等の所有権の問題まで扱うことができるADRの申立てを行います。前述のように申立書一式を作成するのは、短時間でできます。そして、ADRの申立てを行うと、だいたい1か月ぐらいで、相手が応諾する(話し合いのテーブルに着く)かしないかがはっきりします。そこまでで費用は、わずか3,300円(税込み)の郵送実費しかかかりません。また、相手が応諾した場合は、かなりの割合で越境等の所有権の問題や境界杭の設置の事までを含めた問題解決に至ります。

そして、相手が応諾しない(話し合いのテーブルに着かない)場合に、その後、筆界のみを扱うが相手の応諾等を必要とせず、時期(約1年程度)が来れば、必ず筆界が特定される法務局の筆界特定申請を行うという方法です。特定がされても、相手の承諾がないと境界杭の設置はできませんが、分筆や地積更正の登記は可能です。私の今までの経験上、このハイブリッド方式が、最も境界トラブルの解決には、費用も時間もかからず、効率的な方法ではないかと考えています。

今、境界トラブルなんて私には全く関係ないと思っている方でも、土地家屋調査士業務を行っている以上、いつ境界トラブルの当事者になるかもしれません。もし、そうなった時は、ぜひ、「あいち境界問題相談センター」を思い出してください。調査士会の中にあるあいち境界問題相談センターの事務局か、お近くのセンター運営委員まで、お気軽にお問い合わせください。必ず、あなたの助けになると確信しています。

(あとかき)

今後もセンターニュースには、当センターに関するいろいろな情報を掲載させていただきます。下記の Facebook も更新しております。

今回は、都築副委員長の「全会員が筆特とADRのメリットとデメリットを考えた上で業務に活用できる」熱い思いを記事にしました。

研修会も毎年好評です。出席されたことのない方は一度受講してみてください。ADRが自分の業務で役立つ方法であると気づいていただけたと思います。

意見、相談等がございましたら当センターへご連絡ください。お待ちしております。

(あいち境界問題相談センター運営委員 藤曲泰樹)

申立書作成には、レ点チェック等を利用した簡易申立書をご利用ください。

“調査士会ホームページ内、相談センター”をご覧ください。

フェイスブック <https://www.facebook.com/aichi.ADR/>

お問い合わせ先 あいち境界問題相談センター（愛知県土地家屋調査士会内）

電話番号 052（586）1200

・その他ご不明の点がある場合は、運営委員にご相談ください。

財務部会報告



財務部員 矢野 友朗

令和3年度・4年度財務部の部員を務めさせていただいています、東三支部の矢野友朗です。

令和3年度の部会については参集型よりもWEB方式による部会のイメージが強かったのですが、令和4年度は全ての財務部会が参集型で開催できたため、顔を合わせた議論ができました。

本会の部会等に参加するようになってから改めて気付いたことがあります。同じ県内であっても市町村役場等によっては取り扱いが異なる点が多くあると知ったことです。

例えば、公共用地境界確定申請の提出先である市町村役場等によっては、申請書そのものの内容、添付書類の種類と数、各種図面等を提出するタイミングが違います。そして各市町村役場等と本会又は支部間に境界確定申請に関する協議会が設けられている役場もあれば、そうでない役場もあります。また市町村役場等によっては過去の立会資料の管理方法や提供の仕方が異なるため、本会の資料センター利用率が地域によって異なることも知りました。

上記の事は、部会の議題や他支部の方との何気ない会話から改めて知る機会があったから得られたものです。それもこれも参集型の部会等に参加できたおかげであり、よい機会をいただけたと思っています。さて、3月7日に行われた財務部会の議題を報告します。

議 題

1. 事業計画及び事業経過報告について
2. 予算案について（予算会議報告）
3. 会務マニュアル（財務部パート）見直しについて
4. 事務局職員昇給案について
5. 科目内流用について
6. 月次報告（R5-02）
7. 支部会計（源泉徴収事務）について
8. 熱田支部ソフトボール大会助成金（清算金）について
9. その他

私の本会部員としての任期は2年目を迎えました。あと2か月ほどで満了しますが、最後まで会務に貢献できるよう努めようと思います。

企画研修部会報告



企画研修部員 二宮 増実

会員みなさん、こんにちは。企画研修部員の二宮です。

3月1日に今年度最後の企画研修部会が行われました。

昨年度は部会もZoomでのWeb会議が多くコロナの影響をかなり受けましたが、今年度はすべて参集で部会が行われました。また、企画部の打ち合わせは夕方から夜にかけて関係者だけでZoomで打ち合わせを行ったこともありました。今月3月部会では会館に来られないメンバーと参集で集まったメンバーのハイブリッド会議を行いました。

このような様々なコミュニケーションツールは今まででもあったのですが、我々の愛知会を含め世の中に普及したことを、あらためて思いました。

さて、部会報告です。

議 題

企画（業務）部

1. 令和5年度事業計画、予算案について
2. 表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針についての印刷物の検討
3. 研究所成果印刷について

研修部

1. 令和5年度第1回定例研修会について
2. 新入会員業務研修について
3. 令和4年度事業経過報告について

私事ですが、今年度は私が住んでいる（瀬戸市）町内会の役員（会計）を務めたのですが、当初コロナ感染者が急増した時期で、町内役員相談の上、ほぼ全ての町内行事を中止としました。

秋ぐらいには世間的にコロナの自粛ムードが薄れ、なぜ秋の行事をやらないのか（せともの祭りは開催するのに）と町内の人々から多少意見が出たものの大した混乱もなく収まりました。あと役員も1か月あまりとなりました。来年度の役員の方は、全ての町内行事を3年ぶりに開催することとなるでしょう。不謹慎ではありますが、今年度で助かりました。

調査士会の役は、あと2年と少々でしょうか。皆様に迷惑をかけることなく無事過ごしたいと思う今日この頃です。

広報部会報告

広報部員 濱 雄一郎



名古屋東支部の濱雄一郎です。前回この部会報告の原稿作成をしてからもう半年が経ちました。4回目の執筆をします。

年が明けてから、保育園に通っている息子がコロナに感染、治ったと思ったらインフルエンザに感染とバタバタなふた月でした。そして3月に入ってから花粉症に苛まれる今日この頃です。

そんな中、とても良い事がありましたので報告します。

皆様は芋焼酎の「3M」と呼ばれるプレミアムな銘柄をご存知でしょうか。「魔王」「村尾」「森伊蔵」の3つで、頭文字がどれもMから始まることから「3M」と呼ばれているそうです。

一般庶民の私は、普段は黒霧島を愛飲していますが、この中の「森伊蔵」が毎月数量限定で、電話抽選をして定価で販売していることを知り、2014年頃から毎月のように応募してきました。

抽選登録期間は毎月15日～25日（24時間受付）で、抽選結果の確認は毎月1日～14日（24時間受付）です。当選すると2か月後の15日に発送されるそうです。

鹿児島県にある森伊蔵酒造/森伊蔵酒販が製造販売しており、一升瓶の定価は店頭で3,170円です。それがネット通販などでは、なんと2万円近くで販売されています。そのため、かなりの応募数があるようで、抽選登録開始日の15日と、抽選結果の確認開始日の1日は電話がなかなか繋がりません。抽選結果の電話がやっと繋がっても「・・・誠に申し訳ございません。・・・」のアナウンスが毎回流れます。ネットで当選確率を調べると約2～4%とのことでした。すでに当選してもいいはずですが、私はさっぱり当選しません。

そこで、2020年に保育園の保護者の飲み仲間へ協力を要請したところ、なんと3人中2人が当選しました。彼らの当選確率は、ひとは1年以内、もうひとは2年以内に当選しました。かなりの高確率ですが、私は一向に当選しません。

当選して定価で購入することができた森伊蔵は、持ち込み可の店に集まりおいしくいただきました。さらに2022年にも要請から、わずか5か月ほどで当選した人も現れましたが、私は全く当選しません。



そして迎えた 2023 年 3 月 1 日、電話のアナウンスが「・・・お買い上げありがとうございます。・・・」と流れました。ついに私も報われる日が来ました。(T_T)こんなに嬉しいことはありません。これにより私の当選確率は約 1%となりました。これからも当選確率が上がるよう懲りずに電話をする所存でございます。

皆様も機会がありましたら、運試しにぜひ抽選の電話をしてみてください。

なお、部会報告については、ホームページの会員の広場に部会報告として、議事録を公開していますので、恐れ入りますがそちらをご覧ください。

ご清覧ありがとうございました。

第11回理事会報告

日 時：令和5年2月22日（水）午後1時から同5時45分

会 場：愛知県土地家屋調査士会会議室

議事に先立ち梅村会長から緊急対応・再発防止PT会議において今後早急に開催する外部講師による倫理研修を必須研修とする等の報告があった。議事録署名者に稲葉茂樹理事、伊藤裕之理事が指名され、理事会が開催された。以下、議事について報告する。

協議・審議事項

1. 社会保険労務士の顧問契約について

川合副会長から第9回理事会において提案があった社会保険労務士の次年度顧問契約について、財務部会で協議した結果、顧問料を値下げすることで継続してはいかがかという意見もあり、改めて顧問としての必要性を再認識し、契約内容を一部変更した上で顧問契約を継続したいとの説明がされた。協議・審議の結果、全員賛成で可決承認された。

2. 科目内流用について-月次報告（R5-01）

樹神財務部長から1月末までの収支予算管理の報告があり、科目内流用についての説明がされた。協議の結果、継続協議とされた。

3. 資料センター運営要領及び価格表の改正について

後藤企画部長から委員会において資料センター運営要領を改正したいので理事会の決議、価格表について委員会で定めたため、理事会の承認をお願いしたいとの説明がされた。協議・審議の結果、全員賛成で可決承認された。

協議事項

1. 定時総会の開催について

渡辺総務部長から令和5年度定時総会は、コロナ以前の通常開催を予定している。懇親会を開催する場合、令和元年度定時総会以来4年ぶりの開催となる。懇親会も含め、通常通り開催することについてと昨年実施した総会のライブ配信の実施について説明がされた。協議の結果、審議事項とする動議が発せられ、全員賛成で可決承認された。審議の結果、通常開催することとYouTubeライブ配信を実施することについて全員賛成で可決承認された。

2. 大綱・予算指針・事業計画案・事業経過報告について

各部長から事業計画案及び事業経過報告について説明がされた。協議の結果、事業計画、事業経過報告ともに継続協議とされた。

3. 苦情処理委員会（相談等対応委員会）について

渡辺総務部長から今年度、苦情処理委員会を常設の委員会としたい、委員会は総務部員全員が所属するが、そのほかに経験豊富な総務部 OB のアドバイザー就任を考えているとの説明がされた。また、名称を「相談等対応委員会」とすることについての説明がされた。協議の結果、委員会の名称変更について、審議事項とする動議が発せられ、全員賛成で可決承認された。審議の結果、名称の変更については全員賛成で可決承認された。その他については継続協議とされた。

4. 本会と協働会との事務負担費等について

川合副会長から本会と協働会との営業委託契約書及び業務委託契約書に基づき、令和5年度の負担割合を「3割」とすることについて協議願いたいとの説明がされた。協議の結果、審議事項とする動議が発せられ、全員賛成で可決承認された。審議の結果、令和5年度の負担割合を「3割」とすることについて全員賛成で可決承認された。

報告事項

1. 来館者及び電話相談の集計について
2. 相談センター運営担保研修報告について
3. 年計表未提出者への対応について
4. 支部会計（源泉徴収）事務に関して発出した文書について
5. 資料センターへの資料提供者の謝礼及び表彰について
6. 筆界調査委員能力担保研修会
7. 新入会員業務研修会の件
8. オンライン研修会の件
9. 第1回定例研修会の件
10. ほっかいどう地図・境界シンポジウム2023について

その他

1. 会務マニュアルの見直しについて
2. 令和5年度お祝い対象者について
3. 西本先生の記念講演会について

最後に藤吉監事が所見を述べ、会議を終了した。

※理事会の詳細については、愛知会ホームページで議事録をご覧ください。

（企画副部長 河合 洋典）

初めて理事会オブザーブ

愛知県土地家屋調査士会（以下、愛知会）がどのような活動をしているのかを会員に広報するため、前回の吉田明広報委員に続いて、令和5年2月22日（水）、13時から理事会のオブザーブをしてきました。議事録で理事会の内容は確認できますが、実際の理事会の参加は初めての機会であったため、ワクワクする気持ちで迎えました。

参加して感じたことは、意見がたくさん出て、自分が想像していたよりも議論が活発だったことです。自分一人で考えたことも、他者から意見をもらい修正を重ねることで、より洗練されたものとなります。議論を重ねた上で審議可決され、愛知会として様々な事が実行されていくプロセスを見ることができました。

最後に

私が愛知県土地家屋調査士会に会員登録をしてから12年が経ち、今回、初めて理事会のオブザーブの機会をいただきました。広報委員として記事を書くことが理由で、特別に認められたものと捉えています。非公開にすることで議論が活発になるという意見もありますが、この点については時代に逆行していると思います。

議事録ではわからない部分もあることや、愛知会としての意思決定のプロセスを体感できること、平日の昼間から時間を割いて愛知会のために奮闘している役員を見ることで、将来、理事になりたい若手の会員が出てくる可能性も高いと思います。原則として、理事会は公開であるべきと感じた初めての理事会オブザーブでした。

（広報委員 児玉 真二）



新入会員業務研修報告

令和5年2月10日、11日の2日間にわたり、
新入会員業務研修会が行われました。
代表して受講者お二人の研修報告をご紹介します。

知多支部 青木 成剛

新入会員業務研修にご参加の皆様2日間にわたる研修お疲れ様でした。また、同班で活動を共にしていただいた方々、お話しくださった方々、とても有意義な時間を過ごすことができました。ありがとうございます。



今回の研修のため、調査士会、測量機器代理店の方々など数多くの方にご協力いただいたことにも感謝申し上げます。

これまでの定例研修では倫理や法律など座学要素の強い内容でしたが、今回は実践的かつ実務的な内容でより一層力になったように感じました。今回の研修への参加を通じて、ほかの調査士先生と新たに知り合うこともでき、とても素敵な時間でした。

立会実習では、天候不良により公園で開催はされず、屋内での簡易的な疑似演習ではありましたが、立会での振る舞い方や話のもっていき方、皆さんの考え方や査定方法等々を伺うことができ、普段ほかの方の仕事を見る機会がないので新鮮でした。担当の委員の先生には旧土地台帳の読み方等々教えていただき、とても勉強になりました。また、このような機会があれば積極的に参加していきたいと思います。

名古屋北支部 谷上 裕一

この度は、新入会員業務研修の開催に際し、愛知会の役員の皆様にご多大なるご尽力と、貴重なお時間を割いて我々新人の研修において熱心にご指導いただき、ありがとうございました。新入会員業務研修委員会の南館委員長の冒頭の挨拶のとおり、これだけの方々が私たちのためにお集まりいただくのは一度きりのことですので、記念すべき日となりました。

さて、私たちは土地家屋調査士の登録をし、すでに土地家屋調査士を名乗っている訳ですが、専門家として報酬を得て、業務を行うにあたって、公平な立場に立ってしっかりと調査することが大前提であり、この研修で先輩方が第一に伝えたいことだと感じました。

境界立会において隣接地の方は、自分の土地はどうか、小関講師が講義でおっしゃっていたとおり、誰しも自分ひとりが割をくっていないか、気になっているものです。自身の土地が公簿地積を満たしていないようと、財産価値にも関係してくるので、境界が誤っているのではないかと、誰かが境界をずらしたのではないかと、おっしゃる方もいらっしゃいます。



しかし、太田講師の講義であったように、現行の座標法の前は地積と現況が一致しないことがあるので、面積が違うからといって境界が違うというものではなく、むしろ地積に錯誤があることを、隣接地の方に（面白くないと思われても）、説明すべき場合があります。そこは専門家としての役割です。

もめ事は起こしてはいけませんが、本来の筆界を明らかにしなければいけない、本当に難しい仕事です。そのような場合でも、相手を否定することなく、分筆登記申請を提案できるなど、柔軟な対応が専門家として求められているのが我々なのだと思います。そういった業務をしている先輩方に、改めて敬意を感じました。



模擬立会の班作業は、とても面白いものでした。古い耕地整理図で、街区の寸法がぴったりくるが、背割りの寸法が現況と一致しないということは、実務でありえそうな展開です。現況は問題なさそうなので調査士として迷うところですが、結論が何であれ、調査士としての結論を出した上で立会に臨むためには、数値とにらめっこするよりも、現地調査、事前調査が重要だということを改めて感じました。

そして、誤差の範囲内で複数の境界案は、持っておくべきだと再認識しました。

梅村会長のお話のとおり、土地家屋調査士の活躍の場はさらに広がりそうです。良心に従って誠実に業務にあたっていれば、本研修に参加した全員が、もれなく活躍できる資格だと思います。皆さんとの出会いを大切に、これから頑張っていきたいと思いました。

ほっかいどうシンポジウム報告



社会事業部理事 佐野 潤

令和5年2月16日13時30分から、ホテルライフオー・札幌において、日本土地家屋調査士会連合会北海道ブロック協議会主催による『ほっかいどう地図・境界シンポジウム2023』に出席しました。来場者は約150名で、北海道以外からの参加者も見受けられました。

シンポジウムは二部構成で行われ、第一部では、

「民法・不動産登記法改正と所有者不明土地問題：人口減少時代の土地制度の課題」

第二部では、

「所有者不明土地から見てくる不動産管理の問題と解決策」

についての講演がされました。

<第一部 前半>

主な内容については、前半は調査士業務に特にかかわる改正民法の解説でした。民法209条（隣地の使用）、233条（竹木の枝の切除及び根の切取り）により、「境界標の調査又は境界に関する測量」、「自主的な隣地から伸びた枝の切取り（民法に条件在り）」が正当な権利であることが明文化されました。



<第一部 後半>

主な内容については、共有者の中に行方不明者がいる場合の管理（民法252条）、相続登記の義務化、相続土地国庫帰属制度（以下、国庫帰属制度という）の解説がされました。

国庫帰属制度については、報告者として目を引いた特徴が二点ありました。

特徴①『共有者の中に1名でも相続によって取得している者がいれば、すべての共有持分に対して国庫帰属制度がつかえる』

これにより、たとえ法人所有の土地であったとしても、自然人にわずかな持分を売り渡しておけば、その自然人の相続をきっかけに国庫帰属制度が利用できます。

特徴②『国庫帰属させる土地に条件在り』

国庫帰属制度が利用できない土地につき、既に政令で定められています。例えば第三者の権利

設定（抵当権、地役権等）がある場合、境界が不明確である場合等があります。

＜特徴②についての懸念＞

報告者の事務所周辺は比較的山間部であり、山林を所有されている方が多くいます。その中で、いずれその山林を相続する予定の方々は、相続することを嫌厭される方もいます。そのような相続人に、この国庫帰属制度が有効な手段となるのだろうか疑問があります。

それは、山林が「崖基準勾配 30 度以上かつ高さ 5m以上」である場合、国庫帰属制度が利用できないからです。一部の該当する部分を除いて国庫帰属させることも可能でしょうが、あまり意味がありません。



そうならば従来どおり、「相続放棄」が行われることになります。この相続放棄は、相続人ごとにみると土地は放棄できます。しかし、その相続放棄された土地は、当然には国庫帰属されず、社会的に見ると所有者不明土地となります。（なお、国庫に帰属させる場合には、裁判所より相続財産管理人を選任して、国庫帰属制度の申請を行わせる必要があります。）

そのため、相続人や社会にとって、国庫帰属制度の有効な利用方法を、我々土地家屋調査士が模索・提言していく必要があります。

＜第二部＞

主な内容については、所有者不明土地に対する土地家屋調査士としての現場の声、地籍調査を軸とした測量データの収集と共有の意義について講演がされました。

最近では G 空間情報センターを介して、法務局が持つ地図データ（1 年前の資料）が一般公開されました。また、各種業界団体においても WEB 上で、測量データの収集・公開が行われています。そしてその中でも、筆界に関する情報を持つ個々の土地家屋調査士や公嘱協会の協力の重要性が求められました。

暑さ寒さも彼岸まで

連載 第8回
広報委員の
コラム 

「暑さ寒さも彼岸まで」と申しますが、このコラムを書いている3月中旬は、名古屋で早くも最高気温が20度を超え、現場の作業は汗ばむ気温です。町中でも花々を見る機会が増え、なんとなく気分が華やぐ季節になりました。季節は変われども、仕事に追われる毎日是不変なのですが、コラムのネタ探しを口実に、気分転換に思い切って小旅行に出かけてみました。

さて行き先ですが、わたくし最近遅ればせながら御朱印に興味を持ち、旅行先の寺社で様々な御朱印をいただくことを楽しみにしています。ただ、なかなか地元の寺社で御朱印をいただく機会はなかったので、今回は私が所属する名古屋北支部内、春日井市の北東部、自然豊かな内津峠の近くにある内々神社（うつつじんじゃ）に参拝しました。



春日井の市街から国道19号線を北東に進み、内津峠の手前で国道から外れ少し行くと、林の中に立派な鳥居が見えてきます。

“伝承では、日本武尊（ヤマトタケル）の東征に随行した主祭神である建稲種命（タケイナダネノミコト）は、駿河の海で落水し絶命した。それを伝え聞いた日本武尊が「あうつつ（現）かな」と歎いたことが社名の由来となっているとされている。”（内々神社ホームページより）

延喜式神名帳（平安時代にまとめられた全国の神社の一覧）にも記載がある由緒ある神社だそうです。江戸時代にはお隣の内津妙見寺とともに「妙見宮」と呼ばれ参詣者も多く、付近は門前町として、また下街道（中山道と名古屋城下を結ぶ街道）の宿場町として栄えていたそうです。



権現造の社殿は、立派な彫刻で装飾され、境内には綺麗な日本庭園もあります。



名工立川一族による彫刻の数々



境内に「すべらずの松」という変わった名前の松がありました。百日紅（サルスベリ）の木に松が芽吹いた共生木だそうです。

「すべらず」から試験合格、大願成就を願う人たちに縁起の良い木として信仰を集めているそうで、たくさんの絵馬が奉納されていました。



近くで見るとサルスベリと松の木が一体になっているのが分かります。



境内の地図を見ると奥の院や展望台もあるとのことなので、行ってみることにします。



駐車場の横の舗装路を 15 分ほど歩くと、奥の院へ続く道が現れます。

異世界への入り口のようにです。



整備された山道を登ります。



みちしるべ



突然林の中に岩壁が現れます。
これが奥の院です。

鳥取県の投入堂を彷彿と
させるような姿。



岩窟に祠が祀られています。

桝も新しく、しっかりと手入れされ、
大切にされているようです。



せっかくですので、展望台へも行っ
てみました。

頂上の開けた場所に東屋がありま
す
が・・・

展望はききません。



しかし！

東屋の横に三角点を見つけました。



四等三角点でした。

低いとはいえ山頂にあったので、二等かなと思っていましたが、一等、二等の三角点はそう簡単には出会えません。

ところで肝心の御朱印ですが、御朱印目当てのよこしまな考えが神様にばれていたのか、社務所は無人で今回は拝受できませんでした。（後で調べたところ日曜日のみ拝受できるようです。）

今回は当日の朝の思い付きで出掛けた旅でしたが、天気も良く、春の日差しの中ちょっとした山登り気分も味わえて、充実した一日となりました。さっ、また仕事に戻ります。

（広報委員 西村 頼人）

事務局からのご案内

3月の入会者

こい え こういち
鯉江 幸市（知多支部）
愛知第 3094 号
〒470-2363
知多郡武豊町字旭ヶ丘二丁目 70 番地 2
TEL 0569-72-1551
FAX 設置なし

みずの としお
水野 稔夫（名古屋北支部）
愛知第 3095 号
〒462-0014
名古屋市北区楠味鋺五丁目 1503 番地
TEL 052-720-1703
FAX 052-870-4859

なかま こうすけ
中間 康輔（名古屋東支部）
愛知第 3096 号
〒461-0040
名古屋市東区矢田四丁目 5 番 11 号
レジデンスアロー203号
TEL 052-778-8533
FAX 052-778-8534

やました しゅんすけ
山下 俊介（名古屋東支部）
愛知第 3097 号
〒465-0082
名古屋市名東区神里二丁目 58 番地 2
TEL 052-702-8455
FAX 052-702-8457

こはぎ たかし
小萩 高志（名古屋西支部）
愛知第 3098 号
〒451-0051
名古屋市西区則武新町三丁目 1 番 86 号
ザ・パークハウス名古屋 1516 号
TEL 052-307-5981
FAX 052-307-5981

事務所変更

渡邊 一成（名古屋北→昭和支部）
愛知第 2869 号
〒464-0031
名古屋市千種区徳川山町三丁目 3 番 2 号
TEL 052-759-5055・FAX 052-759-5056

松本 慶司（岡崎支部）
愛知第 3019 号
〒444-2137
岡崎市薮田一丁目 10 番地 33 HouseC.R.A F
TEL 0564-24-4846・FAX 0564-24-4846

土地家屋調査士法人の事項変更

柴山コンサルタント土地家屋調査士法人
（名古屋東支部）18-0012
使用人調査士の退職：愛知第 2860 号 森 剛

土地家屋調査士法人東海登記測量
18-0017
主たる事務所の移転（昭和→名古屋東支部）
〒461-0004
名古屋市東区葵一丁目 18 番 32 号
TEL 052-931-1026・FAX 052-932-3903
従たる事務所の閉鎖
社員の脱退：愛知第 2161 号 牧原 徳充

退会者

鈴木 輝昭（名古屋東支部）
愛知第 1309 号／昭和 46 年 1 月入会

森 剛（名古屋東支部）
愛知第 2860 号／平成 26 年 5 月入会

TEL の訂正

矢澤 宏治（一宮支部）
愛知第 3014 号
誤 TEL 0586-20-5080 → 正 0586-50-2080
会務通信 3 月号 No.334 に掲載の TEL に訂正がありましたので、お知らせします。



4 月の会務予定

- 3 日 総務・財務部会
- 5 日 業務・研修部会
- 6 日 社会事業・広報部会
- 7 日 広報委員会
- 10 日 事前監査
- 12 日 本監査
- 17 日 理事会



業務に関するお知らせ（2月16日から3月15日まで）

- 2 月 16 日 地籍問題研究会第 34 回定例研究会の開催について
- 2 月 16 日 令和 4 年度第 4 回定例研修会の動画公開について
- 2 月 20 日 相続土地国庫帰属制度の通達及び申請の手引き等について
- 2 月 21 日 名古屋市緑政土木局西部方面境界測量係の執務室移転について
- 2 月 21 日 国有財産売却情報及び暫定貸付等にかかる情報の提供について
- 3 月 1 日 株式会社スガヌマによるオンライン研修「G 空間地図 xml 研修会」YouTube 配信のお知らせ
- 3 月 7 日 土地家屋調査士業務取扱要領別紙類の別紙の修正について
- 3 月 7 日 業務マニュアルの修正について
- 3 月 9 日 第 18 回土地家屋調査士特別研修（ADR 認定調査士資格を得るための研修）の実施について
- 3 月 10 日 名古屋市税事務所出張所の移転統合等の組織再編に伴うお問合せ先等の変更について
- 3 月 15 日 ネットワーク型 R T K 法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアルの解説について
- 3 月 15 日 第 18 回土地家屋調査士特別研修の実施要綱の一部差し替えについて

以上、ホームページ>会員の広場>通知・通達、お知らせへ掲載しました。



表紙写真の募集！

会務通信の表紙を飾ってみませんか？
季節の写真や業務で気になった写真など、たくさんのご応募をお待ちしております。応募方法の詳細は、本会ホームページをご覧ください。



ホームページ>会員の広場>ダウンロード>お知らせ 2022/06/27

◆ 令和5年度支部総会日程

支 部 名	開 催 日	会 場
一 宮	4月14日(金)	JR尾張一宮駅前 i-ビル 7 階 シビックホール
新 城	4月14日(金)	新城観光ホテル
名古屋北	4月18日(火)	ホテル名古屋ガーデンパレス
名古屋東	4月20日(木)	ホテル名古屋ガーデンパレス
岡 崎	4月21日(金)	ララシヤンス OKAZAKI 迎賓館
東 三	4月21日(金)	ホテルアソシア豊橋
熱 田	4月26日(水)	サイプレスガーデンホテル
豊 田	4月27日(木)	名鉄トヨタホテル
名古屋西	4月28日(金)	ホテル名古屋ガーデンパレス
昭 和	4月28日(金)	ホテルルブラ王山
知 多	4月28日(金)	半田市福祉文化会館 (雁宿ホール) 講堂



表紙写真 「桜のトンネル」

名古屋北支部 西村頼人 撮影場所：名古屋市西区蛇池公園

◆家の近所なので、一度はカメラに収めたいと思っていた風景です。休日と満開が重なり、最高の桜でした。

編集 後記

スポーツ観戦が好きな私には、とてもうれしい事がありました。WBC侍ジャパン優勝です。世界一。素晴らしい。昨年はサッカーワールドカップで興奮し、今年の9月はラグビーワールドカップ。そのほか、世界水泳、世界陸上・・・目白押しです。

来年にはもう夏季オリンピック。ワクワクが止まりません。差し当たってのワクワクは、第87回マスターズ・トーナメントです。年々思うように動けなくなっていく体をよそに、

スポーツっていいなあと思う今日この頃です。

(広報委員 國廣 明)

- 発行日 令和5年4月1日
- 発行所 愛知県土地家屋調査士会
〒451-0043 名古屋市西区新道一丁目2番25号
TEL 052-586-1200
- 発行人 梅村 守
- ホームページの URL <https://www.chosashi-aichi.or.jp>